

大網白里市生活困窮者自立相談支援事業委託業者選定評価表

委員1人当たりの点数は、100点（委員審査分60点+事務局審査分40点）とし、総合計は、100点×出席委員数とする。
委託候補者の選定基準は、総合計の6割以上とする。

○得点付与表

	判断基準	特に優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
得点付与	配点10点	10点	8点	6点	4点	2点
	配点20点	20点	16点	12点	8点	4点

申請者

1 書類審査について

社会福祉課において、応募者の提出書類を基にして、評価を行う。

○選定評価表（1次審査分）40点満点

No.	評価項目	評価基準	評価	配点
1	法人の経営状態	・生活困窮者自立支援法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める法人であるか。	10・8・6・4・2	10
		・決算や業績から経営の安定性を欠くような点はないか。		
2	法人の事業実績	直近一年間に、生活困窮者自立支援に関するイベントや講習会等を開催したことがあるか。	10・8・6・4・2	10
3	実施体制や組織体制	・配置人数は事業を実施するに当たり、十分なものか。	10・8・6・4・2	10
4	価格に対する評価	・最低見積額を10点とし、以降は最低見積額/見積額の割合×10（小数点以下切り捨て）を得点とする。 ・委託料上限額を超えた場合は失格とする。	10点以内	10
①小計（No.1～No.4）				40

2 プレゼンテーションについて

選定委員において、応募者の提出書類及びプレゼンテーションを基にして、評価を行う。

○選定評価表（2次審査分）60点満点

No.	評価項目	評価基準	評価	配点
5	法の趣旨に対する理解及び基本方針の提案	・現在の社会情勢とそれに対する課題を踏まえた上で、基本方針は作成されているか。	10・8・6・4・2	10
6	業務遂行能力	・法人等の概要、本業務と類似の業務実績から、業務遂行能力を有していると判断できるか。	20・16・12・8・4	20
		・支援員の確保や質の向上を図るための取り組みが具体的に提案されているか。		
7	リスク管理体制	・個人情報保護や情報セキュリティ対策について、適切な措置を講じる体制は整っているか。	10・8・6・4・2	10
		・苦情に対する体制が整っているか（苦情担当者や苦情受付後の体制は定まっているか。）。		
8	対象者の把握、支援方法	・対象者の抱える課題を把握し、適切な支援を行うための方策が具体的に示されており、適切であるか。	10・8・6・4・2	10
		・相談窓口に来られない者に対する支援体制は整っているか。		
9	関係機関との連携・ネットワークの構築	・関係機関や地域の支援団体との関係の構築、ネットワークづくりの取り組みが具体的に提案されているか。	10・8・6・4・2	10
		・対象者の支援に関する社会資源の開発に向けた取り組みが具体的に提案されているか。		
②小計（No.5～No.9）				60
③合計（①+②）				100